

別添

規則等の名称	クリーニング業法施行細則等の一部を改正する規則 (令和5年徳島県規則第44号)
根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ・生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律(令和5年法律第52号) ・生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(令和5年政令第329号) ・旅館業法施行規則等の一部を改正する省令(令和5年厚生労働省令第101号)
趣旨	<p>生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律(令和5年法律第52号。以下「改正法」という。)により、クリーニング業法等の8件の関係法律の一部が改正され、営業の譲渡による営業者の地位の承継に関する規定が定められた。</p> <p>今回の改正は、これらに係る所要の整備を行うものである。</p>
概要	<p>次に掲げる8規則について、営業の譲渡による地位の承継に係る様式等を定めるとともに、所要の整理を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① クリーニング業法施行細則(昭和31年徳島県規則第33号) ② 理容師法施行細則(昭和34年徳島県規則第32号) ③ 美容師法施行細則(昭和34年徳島県規則第33号) ④ 食品衛生法施行細則(昭和48年徳島県規則第101号) ⑤ 旅館業法施行細則(昭和57年徳島県規則第35号) ⑥ 興行場法施行細則(昭和59年徳島県規則第50号) ⑦ 公衆浴場法施行細則(昭和60年徳島県規則第20号) ⑧ 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則(平成3年徳島県規則第27号)
施行日	令和5年12月13日(改正法の施行日)
県民意見等を募集しなかった理由	クリーニング業法等の改正に伴い、様式等所要の整理のみを行うため。
その他参考事項	